

第 1 問 答案用紙 <1> (租 税 法)

問題 1

問 1

所得税法36条1項、2項によりPの新株予約権の権利行使益の1,000万円と役員給与1,200万円は収入金額となり、同法28条1項、2項、3項五号により2,005万円が給与所得の金額となる。Pには他に収入はないため、同法22条2項一号により総所得金額に算入すべき金額は2,005万円である。

問 2

A社は、法人税法54条の2第1項によりPの新株予約権行使により給与等課税事由が生じた日に役務提供を受けたものとし、所轄税務署長に届出をしていることから、同法34条1項二号により事前確定届出給与に該当し、同法34条2項により不相当に高額な部分の金額がある場合には、損金の額に算入しない。

問 3

A社はB社に対し国内で行った課税資産の譲渡等につき、返還をしていることから、その消費税額は、消費税法38条1項により令和6課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除する。一方、C社への製品甲の販売は、同法7条1項により消費税が免除されているため、返還金額は考慮されない。

問 4

A社は、D社の再生計画認可の決定により切り捨てられた450万円を、法人税法22条3項三号により令和6事業年度の損金の額に算入する。D社は、A社から債務免除を受けた450万円を、同法22条2項により令和6事業年度の益金の額に算入する。

第1問 答案用紙 <2>
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法63条1項, 64条の2第1項, 3項
②	○	消費税法16条1項
③	×	B社株式はA社が5%保有するため非支配目的株式等となり, 收受した配当等の額1,000万円の20%である200万円を令和6事業 年度の益金の額に算入しない。法人税法23条1項, 6項
④	○	所得税法161条1項9号, 212条1項, 213条1項1号
⑤	○	法人税法22条4項, 55条1項

第2問 答案用紙 <1>
(租 税 法)

問題 1

[問] 1.

(租税公課に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 4. (2)について		13,201,900
[資料] 4. (3)及び(5)について	102,734,160	
[資料] 4. (6)について	252,000	

(受取配当等及び預金利子に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 5. について		4,910,000

(固定資産に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 6. について	8,800,000	

(退職給付引当金に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 7. について		66,400,000

(資産除去債務に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 8. について		2,560,000

(交際費等に関する申告調整)

	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
[資料] 9. について	7,275,000	

第2問 答案用紙 <2>
(租 税 法)

(貸倒れに関する申告調整)

[資料] 10. について

加 算 す べ き 金 額

減 算 す べ き 金 額

[問] 2.

①	法人税額	78,193,512
---	------	------------

②	差引確定法人税額	34,966,300
---	----------	------------

[問] 3.

①	退職給付に係る信託財産	300,000,000
---	-------------	-------------

②	資産除去債務	32,756,000
---	--------	------------

問題 2

[問]

(固定資産に関する申告調整)

[資料] 1. について

加 算 す べ き 金 額

減 算 す べ き 金 額

(寄附金に関する申告調整)

[資料] 2. について

第2問 答案用紙 <3>
(租 税 法)

問題 3

[問] 1. (1)事業所得の金額

1,160,000

(2)総合課税の配当所得の金額

250,000

(3)総合課税の譲渡所得の金額

△250,000

(4)一時所得の金額

440,000

[問] 2. 損益通算後の総合課税の対象となる所得の金額の合計額

8,144,000

[問] 3. (1)雑損控除の金額

2,050,000

(2)社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、医療費控除の合計金額

2,264,800

第2問 答案用紙 <4>
(租 税 法)

問題 4

[問]

(1) 課税標準額に対する消費税額

157,723,722

(2) 課税売上割合の計算式の分子の金額

2,605,297,600

(3) 課税売上割合の計算式の分母の金額

2,629,717,600

(4) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

156,015,834

(5) 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

148,215,042

(6) 個別対応方式による控除対象仕入税額

155,766,468

問題 5

[問] 1. 消費税の納税義務の有無の判定

基準

期間における課税売上高が

10,890,000

円であるため、

課税事業者である。

[問] 2. 仕入控除税額に加算する消費税額

9,360,000